

グループホーム根小屋指定（介護予防）

認知症対応型共同生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人タービュランス福祉会が開設するグループホーム根小屋（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定（介護予防）認知症対応型共同生活者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従業者は、要介護（介護予防にあつては要支援2）であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム根小屋
- 所在地 高崎市根小屋町1636-7

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員1名、介護職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。
- 二 介護従事者 常勤換算5.2名以上
（常勤職員1名は管理者と兼務、夜勤職員1名）
- 三 計画作成担当者 1名（非常勤職員1名、介護支援専門員）
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

（利用定員）

第5条 事業所の定員は9名とする。

(「介護予防」認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等(利用者と共にやろうとするものとする。)
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- 五 通所介護又は通所リハビリテーションの活用
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

- 一 居室費 1,710円/日
- 二 食材料費 1,000円/日
内 訳 朝食230円 昼食380円 おやつ代60円
夕食330円
- 三 光熱水費 300円/日
※テレビ持込使用者は別途100円/日

- 四 理美容代
- 五 おむつ代及びその他指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者負担が適当であると認められるもの。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。

- 二 利用者は努めて健康に留意すること。
- 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 四 浴室を利用する際には、清潔に使用すること。
- 五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 七 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 毎年度2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を準備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、家族等に説明を行い同意を得るようにする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人タービュランス福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、入居利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対

応しなければならない。また別に定める「事故発生及び緊急時の対応について」に基づき行動する。

(虐待への対応)

- 第12条 事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)等の規定により、事業所に勤務する職員に対し研修を実施する等、必要な体制の整備を行うとともに、虐待の未然防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法等の規定に基づき、速やかに状況を確認するなどし、関係各所に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとるものとする。

(付 則)

- この規程は、平成17年9月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行し、グループホーム根小屋指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程と統合する。
- この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- この規程は、令和6年8月1日から施行する。
- この規程は、令和8年4月1日から施行する。

重要事項説明書（令和6年8月料金変更）

認知症対応型共同生活介護グループホーム根小屋のサービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が契約者に説明を行い、同意を得ました重要事項のうち、利用料（介護報酬告示上の額の1割から3割負担分）が下記の通り変更となります。

【グループホーム根小屋】

地域区分 6級地 単位数単価 10.27円

高崎市は、地域区分が6級地のため、総単位数に10.27円を乗じた金額の1割から3割が自己負担になります。小数点以下の端数処理の関係により、差異が生じることがあります。

介護給付

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
761単位	765単位	801単位	824単位	841単位	859単位

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位/日

初期加算 入居30日間は30単位/日加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 月々の総単位数に18.6%乗じた分加算

口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/回

・食費等その他負担金

①居住費 1710円/日

②食材費 1000円/日

(内訳 朝食230円、昼食380円、おやつ代60円、夕食330円)

③光熱水費 300円/日

(テレビ持込者は、別途100円/日)

④おむつ代、理美容代 実費

事故発生時及び緊急時の対応について

(1) サービス提供時又はその他の時間帯において事故が発生した場合は、次の要領により対応させていただきます。

① 転倒、骨折が疑われる場合

- ・ あわてず速やかに対応する。
- ・ 疼痛の観察、炎症症状の観察、出血の有無、バイタルサインのチェックをする。
- ・ 骨折などの外科的処置を必要とする事故が生じた場合には主治医に連絡し指示を受ける。
- ・ 状態に応じ救急車を依頼する。

② 誤嚥、誤飲の場合

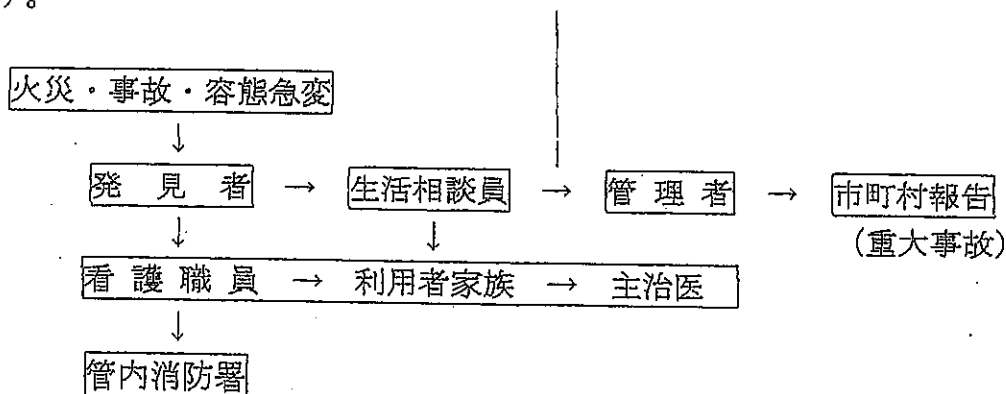
- ・ あわてず速やかに対応する。
- ・ タッピング施行し、(背中をたたく)様子観察を行う。
- ・ 主治医に連絡し必要時は救急車を依頼する。

③ 意識消失の場合

- ・ あわてず速やかに対応する。
- ・ バイタルサインをチェックする。
- ・ 意識レベルの確認をする。
- ・ 消失時の時間を確かめ、記録する。
- ・ 主治医に連絡し、指示を受ける。

④ 経過をよく検討し、担当者は事故報告書を速やかに提出する。

(2) 緊急時の連絡体制については、下記の要領に従い対応させていただきます。



※ 状況により変更する場合があります。

※ 緊急時における責任者は管理者です。

〒370-1214 高崎市根小屋町1636-7

グループホーム 根小屋

TEL 027-320-1051

FAX 027-320-1052